

令和元年8月7日

於・総務省 第1特別会議室（8階）

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
電気通信事業分野における競争ルール等の
包括的検証に関する特別委員会
基盤整備等の在り方検討WG（第2回）

開会 午前 10時00分

閉会 午後 12時25分

○宍戸主査 定刻でございますので、ただいまより、電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会 基盤整備等の在り方検討ワーキンググループの第2回会合を開催させていただきます。

早速、本日の議事に入らせていただきたいと思います。本日は、関係団体・事業者の7名様より、基盤整備等の在り方についてのヒアリングを行わせていただきます。

まずは事務局から、ヒアリングの進め方についてご説明をいただき、その後、関係団体・事業者の皆様から、事務局のほうで用意させていただいた論点についてお考えをご説明いただきます。その後、まとめて質疑及び意見交換をさせていただきたいと思います。

なお、本日のワーキンググループの終了は、12時半を予定しております。2時間半ということで長丁場となりますけれども、構成員の皆様におかれましては、活発にご質問やご意見をいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局のほうから説明をお願いいたします。

○大内事業政策課調査官 事務局でございます。それでは、お手元、資料基2-1、基盤整備等の在り方に関するヒアリングの進め方に基づきまして、簡潔に本日の進め方についてご説明をしたいと思います。

おめくりいただきまして、2ページにお進みください。検討事項①、②とございますが、①につきましては前回ヒアリングを実施させていただきましたので、本日は、検討事項②新たなサービスの利用環境の確保について、7者・団体様からのご意見をお伺いしたいと考えております。

国民生活に不可欠なサービスが多様化していくことを見据えまして、いわゆるユニバーサルサービスとされておりますけれども、基礎的電気通信役務に関する制度におきまして、将来的にブロードバンドサービスを位置づけることの是非を初め、ICT基盤の整備等の観点からのヒアリングを行うというのが本日の趣旨でございます。

2ページから3ページにかけてまして、質問事項が全部で6項目挙げてございますけれども、まず質問、問1でございますが、サービス品質・水準等ということで、ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務として位置づけた場合に確保すべき品質・水準等についてのご質問でございます。

2番目の質問については、ブロードバンドサービスが多様な主体によって提供され、地域ごとに競争環境が異なることなどを踏まえまして、利用者保護のための規律の在り方についてどう考えますかという質問でございます。

3 番目、交付金の活用に関する質問でございますけれども、条件不利地域等においては、国や自治体の負担により通信基盤が整備され、サービスの提供を行う事例があるところでございます。今後、更新に伴う財政負担等により、地方における基盤の維持が課題となることが予想されることを踏まえまして、ユニバーサルサービス交付金制度の仕組みを活用することの妥当性についてどう考えますかというご質問を投げかけさせていただいております。

3 ページにお進みください。4 番目の質問でございますけれども、交付金を活用する場合の支援対象、要件等でございます。1 ポツにございますけれども、ブロードバンドサービスにつきましては、電話サービスと異なり、NTT 法上の提供義務がないため、交付金による補填割合を高めるべきではないか。例えば、全額補填すべきとのご指摘についてはどう考えますかという質問です。また一方で、国民経済全体に対する負担を抑制する観点から、事業の効率性を制度上どのように確保していくべきか、その他の質問についても投げかけさせていただいているところでございます。

問の 5 番目でございます。交付金を活用する場合の負担の在り方ということで、2 ポツに書いてございますけれども、我が国において将来的にブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務として位置づけた場合、負担をすべき事業者、またその算定方法、利用者への転嫁等についてどう考えますかという質問でございます。その他の課題についてもお尋ねをさせていただいているところでございます。

最後に、今回のヒアリングにつきましては、制度を中心に質問を投げかけさせていただいておりますけれども、本日も地方公共団体の方にお越しいただいておりますように、これまでも整備、維持、更新といったそれぞれの局面に応じまして、制度だけではなくて、競争、予算、税、さまざまな方策を組み合わせられて講じられてきたということがございますので、こういった点を踏まえまして、多角的見地からの検討をしていただく必要があるというふうに考えているところでございます。

事務局からは以上です。

○宍戸主査　ご説明ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、関係団体・事業者の皆様より、今ご説明いただいた事務局提出の論点等に対するお考えをご説明いただきたいと思いますと考えております。

まず、自治体の皆様からのご発表につきましてはそれぞれ 15 分で、その他の事業者・団体の皆様からは、それぞれ最大 10 分でご説明をお願いしたいと思います。事業者・団

体のご発表につきましては、時間がございますので、7分経過のところではベルを1回、10分経過したところでベルを2回鳴らさせていただきますので、説明時間を厳守いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、長崎県対馬市からのご発表でございます。本日は、遠方より、比田勝市長にお越しいただいております。それでは、市長、どうぞよろしくお願いいたします。

○比田勝対馬市長 皆様、こんにちは。長崎県対馬市長の比田勝でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私ども対馬市の情報通信基盤の現状について報告をさせていただきます。まず、対馬市の概要について、簡単に紹介いたします。対馬島は九州の最北端にあります、南北82キロメートル、東西18キロメートルの南北に細長い形状をした島でございます。福岡までは138キロメートル、片や韓国・釜山までは49.5キロメートルの位置にあります。まさに国境の島であります。また、島の約89%が山林で占められており、平地が少ないという特徴がございます。

対馬市では、平成27年2月に対馬市地域情報化基本計画を策定し、新しい高度情報化社会に適応した魅力あるまちづくりを推進することを主な目的とし、対馬市CATVを整備いたしました。対馬市CATV伝送路は、全て光ケーブルを用いており、対馬市内の各世帯までFTTH方式で引き込んでおります。

対馬市CATV施設の整備事業費についてご説明いたします。施設整備時は、漁村地域、山村地域、市街地区区域等で区分し、該当する地域区分に応じ、ごらんのとおり各種補助事業を活用いたしております。総事業費は74億7,757万9,000円となっております。

サービス内容についてご説明いたします。対馬市CATVでは、地上波やBSのデジタル放送や、自主放送のケーブルテレビサービス、インターネット接続サービス、IP音声告知放送サービス、IP電話サービスなどを提供しております。IP電話サービスは、対馬島内だけのサービスとなっており、通話料は無料をご利用いただいております。

料金についてご説明いたします。対馬市CATVの料金体系は、大きく分けて2種類ございます。まずはテレビ、IP電話、IP音声告知放送がセットとなった基本サービスです。ごらんのとおり、一般世帯加入者と事業所で料金を区分しております。次に、インターネットサービスですが、通信速度区分で基本プランと高速接続プランがあります。

本市が行っております指定管理体制は、ごらんのとおりでございます。設置者は対馬市

であります。管理運営は指定管理者に行っていただいております。指定管理による運営方式は、民間の手法を用いた柔軟な施設の管理運営を実現し、管理運営に係る業務及び費用の低減を目的とし、導入しております。

加入者数についてご説明いたします。平成31年3月末時点では、人口が3万524人となっております。また、世帯数は1万5,006世帯となっております。CATV加入者数は、平成31年3月末時点で1万7,329件となっております。インターネット加入者数は、平成22年3月末から現在に至るまで右肩上がりに増え続け、平成31年3月末時点で5,052加入となっております。高速プランについても一定数増え続けており、平成31年3月末時点で602件となっております。このことから、昨今では、インターネット利用により身近になったことで、加入者数が年々増加していることがわかります。以上のことから、定額制の使い放題である固定回線の通信サービスは、より高速で安定したものが求められていると考えられます。

運営費用について、指定管理者と対馬市に分けてご説明いたします。まず、指定管理者の収入についてご説明いたします。CATV利用料、インターネット利用料、自主放送チャンネルのCM料などが主な収入となっております。なお、対馬市CATV施設管理に伴う指定管理料の支払いはありません。

続きまして、指定管理者支出はごらんとおりでございます。材料費でございますが、インターネット加入者数や、島内から島外へのトラフィック量が増加したことに伴い、対馬市と九州本島を接続する通信サービスや、当該インターネットサービスプロバイダー契約を年々増強したことにより、増加しております。収入から支出を差し引いた額は、事業者の収入としております。

次に、施設設置者であります対馬市の収入をご説明いたします。その他の収入としておりますものは、交付税対象額を示しております。なお、道路などの公共インフラ等も含めた交付税に含まれておりますため、詳細な交付額は把握できておりません。

続きまして、対馬市の支出についてご説明いたします。設備更改費についてのみ補足説明いたします。平成27年度に対馬市CATV更新計画を策定し、平成28年度より更新計画で判定した優先順位に基づき、耐用年数を経過した機器の更改に取り組んでおります。また、前のスライドの収入と、このスライドの支出を差し引いたものが、一番下に示している額でございます。

ここからは、平成27年度に策定しました対馬市CATV更新計画についてご説明い

たします。本施設は、平成20年8月の部分開局から11年が経過した状況にあり、センター設備は既に耐用年数を超えている状況にあります。本計画では、サービスの現況と将来構想を考慮して、今後も必要性のあるシステムと不要なものを選別し、概算事業費や整備スケジュール、整備手法等の検討も行っております。なお、本表は耐用年数超過後、1回の機器更新を行う場合として算定しており、整備費と同等の80億円程度が必要と試算されております。インターネットに限定いたしますと、54億円程度と試算しております。

次に、2016年から2035年までの20年間の更新費用を算出したものでございます。本計画には、先ほどは含めていない耐用年数超過後に必要となる2回目の更新も含めた費用でございます。20年間の合計は、およそ131億円となっております。ご参考までに、インターネット関係に絞った20年間の更新費用は、およそ66億円程度となっております。現在、対馬市CATVのインターネットで大きな課題となっておりますのは、通信速度でございます。対馬市から九州本島への通信には、電気通信事業者様でサービス提供されている通信サービスを一定容量契約することで、対馬市CATV網と当該のインターネットサービスプロバイダーを接続しております。対馬島から九州本島間は、電気通信事業者様の通信サービスを帯域で契約しており、CATV開設後、段階的に賃借帯域を増やしてきておりますが、通信サービス分の使用料に加え、当該インターネットサービスプロバイダー契約もあわせて増強する必要があり、上位回線調達量を需要量に合わせて増強し続けることは、収支面や既設の設備面から判断し、困難な状況にあります。

次に、平成30年8月23日の24時間の一般家庭と同環境で測定した通信速度測定結果をご紹介します。この日の測定結果では、21時50分に0.96Mbpsで最低値となっており、この時間帯は1メガ程度で推移していることがごらんいただけると思います。

次に、こちらも平成30年の測定結果でございますが、2週間分の通信速度測定を行った結果です。まずは8月6日から8月12日までの1週間です。次に、8月13日から8月19日までの1週間です。お盆の13日から15日は、昼過ぎごろから2メガ程度まで落ち込む時間帯もあります。先ほどの2週間の測定結果に基づき、日ごとの最低速度と時刻をまとめたものでございます。ごらんのおり、ほぼ毎日1Mbps程度まで落ち込む時間帯があることがごらんいただけると思います。

ここで、通信速度の課題に関係いたしまして、実際に市民よりお聞きした事例をご紹介します。

いたします。実は今年度、片山さつき地方創生大臣が対馬を視察されました。その際に、地域おこし共同体の方から、対馬の方と本土の方が長距離の恋愛でインターネットを通じてずっと交際を続けておりました。しかしながら、夜はほとんどが1Mbps以下ぐらいとなりまして、途中で通信も中断をされるというようなことから、私はどうしても九州本土の彼氏のもとに行きますということで、転居されました。今、人口減少が激しい対馬市の中で、この1名の転居も残念な結果ということになります。このようなことで、そのほかにかかなりの苦情等も市役所にも届いており、また議会の一般質問等でも、この速度の関係で多く質問を受けている状況でございますので、そのことにつきましてご紹介をいたします。

対馬市のCATV施設は、本市が所有する公設の施設であるため、老朽化した設備の更新やサービスの充実、高度化への対応など、維持管理に必要な経費は将来にわたって施設を設置した本市が負担しなければなりません。ところが、サービスの継続のための設備の更新については、平成28年3月に策定した対馬市CATVネットワーク施設更新計画書において、更新費用は当初整備時の総事業費を上回る、およそ80億円と試算されております。本市の単独事業でこの費用を賄うことは、非常に困難な状況でございます。サービスの提供に必要な設備の更新ができなければ、早晚、サービスの継続が困難となり、市民生活に重大な影響が生じることとなります。しかも情報通信技術の進展は著しく、スマートフォン、タブレットの普及や、間もなく5Gのサービスが始まろうとしている移動体通信など、対馬市CATV施設の整備費とは、情報通信を取り巻く状況が大きく変化してきております。

この状況に対応していくためには、単に設備を更新するだけでは十分と言えず、最新の情勢を踏まえた設備を導入する必要もあり、これにはより多くの費用がかかると思われまます。IoTやAIなどによって実現する現在の情報社会の次の段階に位置づけられているSociety 5.0に向けて、将来を見据えた設備更新は必須であると思われまます。

このような現状を踏まえ、将来にわたって永続的に運営可能な施設の設置運営形態及び提供サービスの在り方の検討は不可欠であることから、今後も本市にとって最も適切な情報通信基盤の整備方法の検討を行ってまいります。

どうもご清聴ありがとうございました。

○宍戸主査　ありがとうございました。

続きまして、愛知県設楽町の横山町長、豊根村の伊藤実村長、それから東栄町の伊藤克

明副町長にそれぞれお越しをいただいております。

それでは、どうぞよろしくお願いをいたします。

○横山設楽町長　ご紹介をいただきました、私、愛知県の設楽町長の横山と申します。今日は、皆様方にこうして我々の情報ネットについて、管理運営の状況をお話しさせていただけるということで、よろしくお願いをいたします。

まず私から、この3町村での現状、また最初に位置関係をご紹介させていただきます。私どもは愛知県の北東部に位置をしております。隣接町というか市は豊田市でございます。そして、北側は長野県根羽村、そして東側は静岡県浜松市、こうした位置関係のところにあります。

この中にありますように、私どもの人口、3町村合わせても9,086人という人口でございます。面積は全体で553平方キロということで、その中で生活をしている人たち、特に高齢化が進んでおるということで、高齢化率は50%に及んでおります。こうした中で、典型的な中山間地域でございます。

2つ目として、まず3町村共同で独自の北設情報ネットワーク（光ファイバー）を運用することになった経緯についてお話を申し上げます。まず、北設という言葉は、今申し上げましたように、私ども北設楽郡と言っておりますが、これを称して北設というふうに言っております。そういうことで私ども、この北設楽郡3町村は、今も申し上げましたように、中山間における過疎地域ということで、集落が散在しているということ。そして、地上デジタル放送導入以前から、テレビ視聴を共同受信しており、地上デジタル放送は、私の町、設楽町の一部地域を除いてほとんどの北設地域では視聴ができなくなるという状況でございました。

また、インターネット環境につきましては、民間のADSLサービス提供は一部の地域ではありましたが、距離的事由によって利用ができない世帯が53%あるというようなことで、都市部との情報通信格差の是正が求められていました。そして、CATV事業によります放送や通信のサービス提供は、採算性の問題から参入意思が示されないということで、郡内全域を対象とする地上デジタル放送の難視聴対策と、そして地域格差のないインターネット環境の整備が急務となっております。

こうした中で、平成19年8月に、我々この3町村によります北設楽郡情報通信基盤整備検討会を設置し、協議を進めた結果、平成21年3月に北設楽郡全域に光ファイバー網を整備し、そして地上デジタル放送、超高速インターネット等、情報通信の課題に対応す

べく、基盤整備を行うことを定めた北設楽郡地域情報化基盤整備計画というのを策定して、この3町村共同で事業を推進することを決定したところでございます。

そして、北設情報ネットワーク、この光ファイバーの整備状況についてでございますが、平成20年度から平成21年度にかけて、センター及びサブセンターの整備や、そして幹線、光ファイバー支線を整備して、平成22年度には各家庭への引き込み工事を行い、そして放送サービスと通信サービスを開始したところでございます。施設整備後につきましては、設楽町が東栄町及び豊根村の委託を受けて、公設公営によります北設情報ネットワークの運営を行ってきたところでございます。

この業務内容は、地上デジタル放送はBS、またFMを含めた再送信サービス、IRU方式によりますインターネット接続サービス、また携帯電話事業者さんへIRU方式によります伝送路貸し出し等を行っております。そして、平成28年4月からは、この業務を北設広域事務組合として3町村で運営をするところに、この運用を移管し、そしてこの組合が今現在、維持管理業務を行っているところです。

次に、北設情報ネットワーク、この光ファイバーのサービス開始後の課題について申し上げます。本サービスは、総延長461メートルの通信網によりまして、郡内全域の4,125世帯にテレビ放送とインターネット環境を提供しておりますけれども、当地域はインターネットの利用習慣のない高齢者の占める割合が非常に高いということで、また一方で、民間のADSLサービスを一部地域で利用が可能であるというようなことから、こうしたインターネットサービスの加入率は全体で36%ほどでとどまっておるというようなことで、当初の計画より利用料金収入は下回っている。そして、各町村の運営負担金に大きな影響を及ぼすことにもなるという状況でもございます。

そして、住民にとって本サービスの利用につきましては、テレビ、インターネット両方の引き込みの場合、新規加入時の初期費用として10万円以上の、いわば都市部では負担の必要がない部分、こうした工事負担金を負担する必要があるというようなことで、移住・定住の際の大きな支障にもなっている現状でもございます。

さらにネットワーク設備の保守運営につきまして、毎年かかる維持管理費は、ネットワーク利用料等の収入で賄えないということで、各町村の負担金によって補填をしているのが現状です。また、保守期限を迎える機器の更新につきましても、3町村ともに財政力が乏しいというようなことで、非常に対応に苦慮している状況でもあります。

今後の課題についてでございますが、当地域は約95%を森林が占めているというよ

うなことで、その中で鳥獣害ですとか、また倒木、風雪害等によって光ファイバー網の断線、線が切れるというようなことで、こうした事故につながる発生のリスクが高いというようなこと。そして、今申し上げたように、維持管理費用の増加を招く大きな要因にもなっているところです。また、このネットワーク設備は、設備構築後、10年を迎えております。こうして放送系及び通信系、サーバー機器の更新時期と重なっているというようなことで、令和2年度には約3億1,000万円もの機器更改費用がかかるというふうに見込まれております。

さらに郡内全域に約8億7,000万円をかけて敷設をいたしました光ファイバーによる伝送路設備におきましても、耐用年数の期限が迫ってきているということで、今後は順次張りかえていくことが必要であるというようなことで、これを今後10年計画によって更新した場合の費用を計上してみましたけれども、これらにかかる費用を全額3町村の公費負担によることは非常に困難な状況であるということにもなっております。

そしてまた、その他の構造的な課題についてですが、当地域におきましては、都市部のように民間が参入しづらい環境にあるというようなことで、公設公営によるサービスを提供していかなければならないということでございます。しかし、先ほど説明をさせていただきましたように、都市部では負担の必要がない工事負担金を負担する必要があることなど、利用者の負担が大きく、都市部との情報通信格差はまだまだ大きな開きがあるということでもございます。

また、この北設情報ネットワークを有効的に活用ができるように、自主放送によります地域情報の提供ですとか、また災害情報の告知、そして高齢者見守り支援など、こうしたサービスをこれからほんとうは拡大をしていきたいというようなことで、方法論、またはそうしたことについての検討をしているところでもございますけれども、このために必要な設備回収費用も単独で捻出するということが非常に難しい状況でもございます。また、さらに北設情報ネットワークのインターネット環境はと申し上げますと、超高速インターネットの構築ということを主眼に進めてきたところではありますけれども、こうした費用面などを考慮した結果、一般家庭を対象として構築されたネットワーク回線にとどまるというのが現状でございます。

3町村では、人口減少対策として移住の施策を進めておりますけれども、これからの時代、こうしたインターネット環境を活用して、起業を希望する事業者さんが固定グローバルIPの取得を希望してはいたものの、こうした機器導入費用を含む多額の初期費用が

必要になるというようなことで、また一方で毎月運用費、または費用がかかっていくと。こうしたようなことで、費用全体で考えても対応していくことが難しいというようなことが現状でございまして、今現在移住を断念された事例もございます。これからのIT産業ですとか、そうした起業を興していただけるような方々にも、我々の地域にぜひ迎えたいということは考えるところではございますけれども、実際にはこうしたことが課題となつてなかなか参入がしにくい、そんな状況でもございます。また、セキュリティ面が脆弱であるというようなことで、今申し上げたように、企業産業、事業所等の参入は非常に難しいという状況でもあります。

最後でございしますが、本ネットワークの設備を民間の事業者さんが活用されることで、低コストの情報環境を提供することができているというふうにも思います。インバウンドの推進が行われる中、日本全体で切れ目のない情報環境を提供する必要があるというようなことから、この中山間地域における情報環境整備は、都市部も含めて一緒に考えていただきたいという思いでございます。

私からは以上です。

○宍戸主査　ご説明ありがとうございました。

それでは、続きまして、事業者・団体の方々からのご説明に移ります。

まず、日本電信電話株式会社よりご説明をお願いいたします。

○日本電信電話株式会社　それでは、NTTからご説明させていただきたいと思います。資料基2-4のヒアリング資料に沿って、ご説明させていただきます。

まず1ページ、おめぐりいただければと思います。基本的な考え方です。現在、我々のグループ会社であるNTT東西の加入電話がユニバーサルサービスとして指定されているわけですが、年々固定電話を使わない方々が増えてきている中、いつまでもそれがユニバーサルサービスであり続けるということはないと、我々は考えているということとをまず申し上げたいと思っています。

その上で、今回のお話ですけれども、ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとすべきか否かということを検討するに当たっては、それによって何を実現し、どのような社会を目指すのかということについて丁寧に議論していくことが必要だと思っています。また、その際、未提供エリアをカバーしていくための投資や保守コスト、あるいは提供エリアにおいても、実際赤字等にあえいでいるエリア等もございますので、そういったところにおける金銭的なサポートをしていくためには、最終的には利用者、国民の負担が

増えることとなりますので、今後、長い目で見ていくと、集落等もなくなっていくエリアもあるでしょうし、あるいは自治体等を中心にコンパクトシティの動き、そういったことなども今出てきているわけですので、そういった状況も踏まえつつ、また他の生活インフラである電気、水道、交通、こういったものの動向もあわせまして、国民的なコンセンサスを得ながら議論することが必要ではないかということ、まず基本的な考え方として申し上げたいと思います。

次のページ、2ページをごらんください。加入電話とブロードバンドの制度的な位置づけは違うのではないかとということをお話させていただきたいと思います。まず加入電話ですけれども、NTTが民営化された際、既に全国あまねく我々が加入電話を提供していたわけですが、そういった状況を踏まえまして、あまねく全国における安定的供給を確保する責務がNTTに課され、採算エリアと不採算エリアを内部相互補助して提供を確保するということになっていました。これは当時、NTTの電話は独占サービスだったというところに起因すると考えております。その後、電話についても、都市部等において競争が進展し、NTTのコスト負担だけで提供を維持することは困難になったということで、不採算地域のコストの一部を他の電気通信事業者を通じて広く負担いただくというような形で提供を確保しているという制度が、現在の加入電話に係るユニバーサルサービス制度であると思います。

一方、ブロードバンドサービスにつきましては、周知のとおり、東西だけでなく、電力系の事業者の方々が提供するFTTHサービス、CATV事業者のCATVインターネットサービス、もちろんCATVでもFTTHに高度化されているエリアもございます。さらには固定だけではなくて、携帯事業者が提供するモバイルブロードバンド、これも年々スピードが上がっています。こういった形でさまざまなプレーヤーがサービスを提供しているというところでございます。また、今日もお話ございましたけれども、自治体によって整備されているサービス、あるいはそれを事業者が借り受けて提供しているサービス、こういったものがいろいろ入り組んでいるというところにおいて、加入電話とは必ずしも状況は異なるのではないかと考えてございます。

上のヘッダーに戻っていただいて、そういった実態が違うことを踏まえると、固定地点のブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとして位置づけることを検討する場合には、提供主体、対象エリア、支援内容いずれも固定電話の制度とは全く別のサステイナブルな仕組みとする必要があるのではないかと考えております。

以降、具体的に個別論点についてご説明させていただきます。まず3ページ、サービス品質と水準でございます。どのようなサービス品質・水準のユニバーサルサービスを設定していくかということですが、ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとする場合、先ほど申し上げたとおり、何を指すのかということ次第で、それによって全部が変わってくるのではないかと考えています。そのためには、先ほど申し上げたように、国民的コンセンサスを得ることが重要だということと、あと何より重要なのは、やっぱりサステナブルな仕組みとしていくためには、提供手段は技術中立的かつ経済合理的な観点で、固定だけではなくて無線、携帯、BWA、いろいろな方法があると思います。そういったものを含めまして、さまざまな技術方式の中で最適なものを提供主体が自由に選択できるようにしてブロードバンドを確保するということが何より大切ではないかと考えております。

ブロードバンドがユニバーサルサービスになった場合の規律の在り方ですが、加入電話とは過去の背景が違うということをおっしゃいましたが、それに加えて、ブロードバンドサービスについては、さまざまなプレーヤーがさまざまな料金、さまざまな手段でサービス提供しているという実態を踏まえ、少なくとも現行のユニバーサルサービスである固定電話に課されているような約款規制であったり、相対禁止等の料金規制というものは不要ではないかと考えているところでございます。

次のページ、4ページをごらんください。対象エリアでございます。基本的に既に固定ブロードバンドサービスが提供されているエリアで、かつ、モバイルのブロードバンドサービスも提供されている、あるいは固定のブロードバンドサービスについてもNTTグループと電力系の事業者さん、あるいはケーブルテレビの事業者さん等で入り組んだ競争が現に行われているところは、市場競争を通じたサービス提供が確保されているということですので、今般のユニバーサルサービスの議論の対象にする必要は、必ずしもないのではないかと考えております。

そのため、対象エリアは民間の努力では提供困難な非競争エリアとすることが適当ではないかと考えているところでございます。その際、具体的な提供エリアも、おそらく自治体単位というか、そういう単位というよりは、例えばモバイルのブロードバンドサービスでは、かなりのエリアで入り組んで使えているところもあると思うので、電波が入らない残ったところを特定していく作業が結構難しいと思いますが、そういったところをしっかりと詰めていくことが必要ではないかと考えております。

提供主体ですけれども、加入電話の場合はN T T東西が義務を負っているわけですが、当然現状の状況を踏まえると、対象エリアごとにコストミニマムに提供できる最適な主体にすることが適切ではないかと考えているところでございます。

5ページ、支援内容ですけれども、加入電話のような内部相互補助を前提とする仕組みであってはならないということは先ほどご説明したとおりですけれども、赤字になる対象エリアごとの不採算を完全補填する仕組みにするということが必須ではないかと考えております。その際、維持費用だけではなくて、整備費用についても完全補填される仕組みが必須だと思っております。もちろん言い値で補填される形というよりは、しっかり効率的な事業運営をした上での赤字ということにはなろうかと思えます。

最後に、負担の在り方でございます。現状、ユニバーサルサービスの基金は電話番号に帰納させて各事業者が負担する形になっておりますけれども、今回の制度の目的を明確にした上では、現行の交付金の仕組みを活用する方法ということも、もちろんあろうかと思えますが、例えば税金の活用、あるいはその他の基金等の活用等も含めまして、国民のコンセンサスを得ながら適切な方法をさまざま検討していくことが適当ではないかというのを考えております。

以上、雑駁ではございますが、ご説明させていただきました。ありがとうございました。

○宍戸主査　ありがとうございました。

続きまして、KDD I株式会社よりご説明をお願いいたします。

○KDD I株式会社　KDD Iでございます。資料2-5に基づきまして説明いたします。よろしく申し上げます。

めくっていただきまして、3ページ目です。今後の2030年ごろの環境をまず想定して、この件は考えていく必要があるだろうと考えておりまして、この時期になりますと、全ての人や物がネットワークにつながっていく。個人・社会のニーズは多様化している。そして、あらゆる生活シーンで多様なサービスを利用可能になっているということが想定されます。

4ページです。今後の基盤整備に向けた視点ですけれども、Society 5.0の実現、5G普及、あるいは将来のユニバーサルサービスということを見据えれば、光ファイバー等の情報通信インフラの全国的な整備というのは不可欠だろうと考えます。そして、そうなれば、そのことによってブロードバンドサービスが利用可能であれば、音声、あるいはインターネット等生活に必要なニーズを充足することができるだろうと考えており

ます。

今回、ブロードバンドサービスをユニバーサルサービス、基礎的電気通信役務に位置づけるとすればどうなるかという論点と申しますか、課題といったものについて、本日のプレゼンテーションの中では示させていただければと思っております。資料の6ページ目でございますが、現行の制度との兼ね合いというか整合を考えますと、現行のユニバーサルサービス制度というのは、あまねく全国で基盤整備が完了している。その上で提供されるサービスについての維持を目的としているという状況です。

将来のユニバーサルサービス、ユニバーサルアクセスを見据えて、現時点で世帯のブロードバンドサービスを国民生活に不可欠なユニバーサルサービスに位置づけるということであれば、早期に日本全国あまねくブロードバンドが利用可能な環境を整えていくことが必要であると考えます。

7ページ目です。海外の主要国でも、世帯向けのブロードバンドサービスというものはユニバーサルサービスに位置づける方向に今あります。現行制度の枠組みの中で、仮にブロードバンドサービスをユニバーサルサービスに位置づけるということであれば、以下に述べますような観点を考慮して検討を行うことが必要かと思えます。なお、ちなみなのですが、下に小さい字で書いていますが、現行どうなっているかというのと、今の制度というのは、コスト支援対象はあくまでもサービス役務の維持に係るものであって、インフラ整備・更新については補助金等で賄うというふうになっております。

8ページ目です。ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスにするときに用いるべき技術ですけれども、2030年ごろの環境を見据えますと、ブロードバンドユニバにどのような品質、速度が必要かというのは、現時点で決定することは困難だろうと。今後も大幅な技術進展やニーズの変化等が見込まれますので、今特定の基準でユニバーサルサービスを指定しても、短期間で陳腐化するおそれがあるということです。日本は世界的にもF T T Hの整備は進んでいるということを考えますと、この点を生かしてアクセス回線であるF T T Hを指定しておけば、今後あらゆるサービスに柔軟に対応が可能なのではないかと考えております。

次に10ページ目です。先ほど現行のユニバーサルサービス制度というのは不可欠性ということが定められているということをお申し上げしましたが、事業法の7条に、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信サービスとなっております。採算地域、不採算地域を問わず、全国どこでも原則として地域間格

差なく利用できることを確保する必要があるというふうに以前の答申でも述べられているところであります。

11ページです。そうしますと、不可欠性、ラストリゾート確保というふうに書いていますが、最終的に誰かが必ずサービス提供できるということが必要だと。電気通信事業法でこれができるのかという、今の法律では事業者がみずからの経営判断で業務区域を選択可能であって、退出も自由ということで、ブロードバンドのあまねく提供が担保されないという状況が生じるということで、このままユニバーサルサービスとしてブロードバンドサービスを指定するというのは、このままでは不適切だと考えています。

では、どのように確保するのかというところが12ページですが、NTT法で確保すると。今の加入電話はそうなっているわけですが、これは次の13ページをちょっと先に読んでいただきまして、NTT法の3条の抜粋がございますけれども、会社及び地域会社、これはNTTさん、NTT東西さんですけれども、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与。公共の福祉の増進に資するように努めなければならないとなっているということです。

戻っていただきまして12ページですが、こういったNTTさんは、公共的役割を担う政府出資の特殊法人としての責務を負われているということもありますので、1つのアイデアとしては、下に書いておりますとおり、NTT法を改正して、ブロードバンドのラストリゾートを確保するというのが合理的なんじゃないか。今後、補助金等で整備されるFTTHをNTT東西さんが維持するという重要な役割を担うべきではないかと考えております。

次に15ページに飛んでいただきまして、ブロードバンドユニバを実施する場合の制度の在り方についてですけれども、まず交付金制度のところですが、適格事業者については、条件不利地域であって、非競争地域であって、かつ赤字地域といったようなエリアの要件を全て満たす事業者を適格事業者にするべきではないか。

支援の対象ですけれども、やはり国民負担の最小化という観点から、設備、サービスの非効率性はできるだけ排除して、適正なコストに抑制した上で、サービス提供者のほうを対象に、必要最小限の支援をしていくということかと思えます。

あと、透明性の確保というところですが、今ある固定電話のユニバーサルサービス基金とブロードバンドのユニバーサルサービス基金というのは分けて、どちらにどれだけの負担を国民がしているのか、利用者の方がしているのかというのが見えるような形での

運用が必要かと考えています。

次に、抛出、受益の在り方というところですが、SNS、メール等のインターネット接続を介したコミュニケーションを通じて、広くブロードバンドサービスを楽しむ受益者（アクセス回線）に応じて抛出することがいいのではないかと考えています。

あと、基礎的電気通信役務の提供に係る規律ですが、約款規制だとか会計整理義務だとか、こういったものがあるわけですが、これは利用者利益の確保という観点からすれば、競争が機能していない地域で指定される適格事業者のみへの規律とするということが適切なのではないかと考えております。

続きまして、16ページから21ページは、今述べました15ページの詳細になっておりますので、時間の都合で割愛させていただきまして、22ページに飛んでいただきます。

22ページの無線活用に必要なセーフガード措置ですが、これは無線活用の観点で留意事項を述べさせていただきたいと思っております。前回の議論で行われました加入電話の補完として無線活用する場合ですが、用途の限定、例外措置であることの担保が必要ということだと考えておまして、NTT法3条にありますとおり、電話のあまねく提供義務を果たす目的に限定すると。それから、本来業務としてやるべきで、活用業務じゃないだろう。それから、提供箇所ごとに個別に認可して、真に必要・合理的であることを厳格に判断すべきだろうと考えています。

24ページですが、もう1点、公正競争に影響を与えないこと。第一種指定電気通信設備に基づく禁止行為規制の形骸化にもつながるといえることがありますので、利用の上限を定めるべきだろうと。そして3点目ですが、利用者の利益が図られるということ。これは前回、弊社からもプレゼンテーションいたしました。ご利用いただけなくなるサービスについて、利用者の利益を保護するための必要な措置がとられるべきだろうと。そして、他社撤退時のラストリゾート義務の堅持をすべきだと考えております。

もう1点、無線活用に関しまして、ローカル5Gというものがございまして、ラストリゾートの確保ということをお考えすると、今後、補助金等で整備されるFTTHにつきましては、NTT東西さんが維持するという重要な役割を担うべきだと考えておまして、このローカル5GにNTT東西さんが参入することの是非については、NTTさんの在り方、これはモビリティにもつながると。例えば、ローカル5Gと4G、5Gを組み合わせるとなれば、モビリティという話にもなりますので、この在り方にかかわる問題でもあると思っておりますので、上記のラストリゾート確保の責務とあわせて議論され

るべきであるというふうに考えております。

以上、ありがとうございました。

○宍戸主査　ありがとうございました。

続きまして、ソフトバンク株式会社よりご説明をお願いいたします。

○ソフトバンク株式会社　ソフトバンクです。よろしくをお願いいたします。それでは、資料に沿ってご説明させていただきます。

1枚おめくりください。1ページ目、まず通信基盤の整備に関する基本的な考え方がございますが、こちらにつきましては、競争による促進というのが第1であり、ユニバーサルサービス制度等というのは、あくまで競争の補完的手法の1つであると認識しています。したがって、公正競争環境整備を通じた競争での課題解決が最優先で、ユニバーサルサービス制度等のこういったものというのは、競争中立性を考慮して、競争で救済できない部分、必要な範囲に限定すべきものと考えています。こちらにつきましては、ブロードバンドサービスについて考えるときにも同様と考えています。

1枚おめくりください。今回のブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化で目指すべき将来像でございますが、あくまでこれは過渡的なものであって、私どもとしましては、最終的に市場の競争状況やユーザーニーズ、地域事情の多様化等を踏まえると、本質的に保障すべきはアクセスの部分であり、そのために基幹的なアクセス部分の確保を保障する。すなわち、ユニバーサルアクセスへの移行というのを念頭に検討する必要があるのではないかと考えています。

1枚おめくりください。その観点で、何を今回サービスとして対象とすべきかというところがございますが、定量的に何メガ以上とか、定性的に何々が使えるサービスといった決め方もあるかと思えますけれども、現実的に考えますと、法、規則等で規定されている、こういった役務単位での指定というのが現実的と考えておりまして、さきに申し上げましたようなユニバーサルアクセスへの将来的な移行というのを念頭に置いた場合には、基本的にはF T T Hアクセスサービスを対象とすることが適切なのではないかとこのように考えております。

1枚おめくりください。これらを踏まえて、ユニバーサルサービス交付金をどういうふうに使っていくかというところがございますけれども、ブロードバンドの基盤整備という観点では2つの側面がありまして、1つ目が未提供エリアのエリア化という整備の部分。もう一つが、既に提供済みエリアを維持するという、維持という観点がございます。

このうち、未提供エリアのエリア化、整備につきましては、既存のエリア拡大に向けた振興策、整備事業であるとか補助金がございます。こういったところもございますので、今回考えるに当たっては、整備と維持を分けて、競争の補完手段としてのユニバーサルサービス交付金の適用範囲は、あくまで維持に限定して、かつ最小限とすべきではないかと考えております。

1枚おめくりください。未提供エリアのエリア化につきましては、先般公表されましたICTインフラ地域展開マスタープランにおいて、推進策と定量的な目標というのがこのように明確にされています。したがって、まずはこちらに基づき、エリア化を着々と推進しつつ、進捗に応じて補助率の引き上げであるとか、そういった推進策の充実というのにも検討することが必要なのではないかと考えております。

1枚おめくりください。維持の観点での交付金の適用範囲でございますが、こちらにつきましては、提供済みエリアにおいてサービスの維持が困難な地域に限定すべきと考えておまして、こちらの図で示すように、非競争地域、すなわち1社しか提供していない、かつ不採算であるというところが、交付金の適用の対象候補になるかと考えております。

1枚おめくりください。ただいま対象候補と申し上げたことでございますけれども、これは単に赤字のみでは当然交付金の適用対象とするには不十分であって、そこにはやはり合理的な経営でも、構造的に不採算となるといったような条件も付すことが必要ではないかと考えております。その際に、収入については競争地域における料金と同等水準の料金で得ているものであるということが必要かと考えておりますし、もう一つ、あとは提供サービス全体で黒字の場合には、こういった対象にはならないというふうに原則考えるべきではないかと考えております。

1枚おめくりください。ラストリゾートの考え方でございますけれども、交付金制度の対象としても適格電気通信事業者が不在になってしまったり、振興策を強化しても未整備のままとなってしまう可能性がございます。こういった問題をどう考えるかということは、きちんと押さえておく必要があると考えておまして、将来的にはラストリゾートとして、NTT東西さんに提供義務を負っていただくといったようなことも検討が必要ではないかと考えております。

1枚おめくりください。負担金の考え方でございますが、ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとした場合に、その受益者というのは電気通信事業者のみならず、上位レイヤーのプレーヤーも当然ながら含まれてくるものと考えております。従来は、音声

通話の接続による受益ということで、負担金の負担事業者というのは、直接または間接的にNTT東西さんにつながっている事業者が負担するものとなっておりますが、右の図のとおり、データ接続であるとか流通による受益というのは、幅広いプレーヤーにここがかかわってくるものと考えております。しかしながら、実際に制度の設計というのを考える場合に、不特定多数の上位レイヤーのプレーヤーから負担金を徴収するというのは非常に困難なものかと考えますので、そういった意味では、電気通信事業者のアクセス回線の契約数に基づく負担というのは、現実的な案の1つになるのではないかと考えております。

1枚おめくりください。続きまして、基礎的電気通信役務の規律に関することでございますけれども、現状、主な規制としまして約款規制、こちらには約款を事前に総務省さんに届け出るという義務、もう一つは、契約約款遵守義務ということで、約款で届け出した料金でしか提供してはいけないといったルールがございます。もう一つ会計整理義務としましては、基礎的電気通信役務の損益明細表等を作成して公表するといったような義務が、現状は適格電気通信事業者か否かを問わず、すなわち交付金のお金をもらっているかもらっていないかにかかわらず、加入電話を提供する事業者については一律にかかっております。こちらにつきまして、今回を機に、電話サービスに関するものを含め、抜本的に見直すべきではないかと考えております。

1枚おめくりください。約款規制でございますが、もともと過去の答申では、こちらは適格電気通信事業者に規制が必要というふうにされているものでございました。こちらの青い棒線にあるとおり、もともと2004年の事業法改正に当たり、全事業者はデタリフ化が適当というふうにされていて、ただし、適格電気通信事業者が提供するユニバーサルサービス等については、別途異なる規律が必要ということで、適格電気通信事業者は約款規制が必要というふうに過去の答申では整理されていたところでございます。

1枚おめくりください。会計整理義務も同様でございますが、こちらも過去の答申では、基金を通じて他の事業者等にコスト負担を課すものであることから、適格電気通信事業者の収支状況について十分な情報開示が必要であると。このために電気通信事業会計規則で会計整理をすることが適当というふうにされておりました。

1枚おめくりください。したがって、今回、基礎的電気通信役務に係る規制というのを考えるに当たって、現行規制というのが適格電気通信事業者に限らず、その他の事業者にもかかわっているという現状というのが、過去の答申と不整合な状態というのを生

んでいるというふうに考えております。したがって、今回のブロードバンドサービスの基礎的電気通信役務化を考えるに当たって、こちらは全て適格電気通信事業者のみ対象とすべきではないかと考えております。

1枚おめくりください。最終ページはまとめということで、これまでご説明した内容をまとめたものでございますので、説明は省略させていただきます。

こちらから説明は以上です。ありがとうございました。

○宍戸主査　ありがとうございました。

続きまして、株式会社オプテージよりご説明をお願いいたします。

○株式会社オプテージ　オプテージの浜田でございます。よろしく申し上げます。それでは、お手元の弊社資料をめくっていただきまして、まず右肩1ページです。本日、この目次に沿って説明します。

次、2ページをお願いします。こちらからは、本題に入る前に、F T T Hエリアの展開に向けた弊社の取り組みをご紹介します。

3ページをお願いします。これは固定と移動における弊社の大きな取り組みをまとめたものですが、固定と移動それぞれの分野、全体的なさまざまなプレーヤーが互いに競争してきたというところで、弊社では、表の左ですが、固定分野ですね、F T T Hは設備競争をずっとしてきました。全国発の1ギガや料金の値下げ断行とか、関西における競争をリードし、F T T Hの普及促進に寄与してきたと自負しています。

右は移動ですので割愛しまして、一番下、現状の振り返りとして書いていますが、競争を通じて料金の低廉化やサービスの多様化が実現し、I C T発展、利用者利便の向上にもつながってきたと考えております。

次、4ページをお願いします。こちらは弊社F T T Hサービスのエリア展開状況でして、弊社はe o光というブランドのF T T Hサービスを近畿の2府4県と福井県の一部で提供しておりまして、世帯カバー率は95%です。事業性が厳しいエリアであっても諦めずに、実際さまざまな連携や補助金活用でエリア拡大する方針で取り組んできました。

この自治体連携につきましては、次のページの5ページをお願いします。こちら、ごらんの29自治体様とそれぞれ連携しまして、民設民営方式でF T T Hエリアを拡大してきました。国の補助金に加えて、自治体からの費用負担をいただいたりとか、あとやっぱりテレビは皆さん入られても、ネットは希望者だけということでもありますので、しっかり営業して確保して料金負担いただくことで、採算性を確保してまいりました。

右上6ページをお願いします。こちらは参考として、2018年度の市場検証レポートから、地域別の超高速ブロードバンドの設備競争状況という資料をコピーしてきたものです。この棒グラフの見方、下から順番に、その自治体でのファイバー事業者の数が青の部分で3社以上競争されていると。オレンジは2社、赤は1社、黒はゼロ、つまり空白地帯という意味として、数字がそれぞれの自治体シェアというものです。真ん中あたりに赤枠で囲んだのが近畿エリアとして、NTT西日本、弊社と、各ケーブルテレビ事業者が積極的な設備整備を行っているため、50.5%が青の、つまり3社以上で競争している自治体。逆にブロードバンド未提供の自治体が存在しないなど、際立ってブロードバンドが普及しているという状況です。

7ページをお願いします。こちらは設備競争の必要性として、親会の特別委員会でもご説明したペーパーです。2030年、5G時代、そちらに向けて通信インフラの重要性はさらに高まるというところに、それを支えるのは光ファイバー網ですが、その一層の高度化、信頼度向上が求められるという中で、高度化ですとアクセスの高速化、空間多重、こういったところが競争の対象になりますし、信頼度では、複数事業者による競争で、ダイバーシティが確保されるというところで、一番下に書いていますが、光ファイバー網への期待に応えるためにも、設備競争の促進が今後も必要であって、それによってブロードバンドの普及を進めるのが原則と弊社は考えております。

次、8ページをお願いします。こちらから、基礎的電気通信役務です。つまり、ユニバの規律の在り方について意見を申し上げます。

9ページ、こちらは弊社の基本的な考え方として、将来的にはブロードバンドをユニバと位置づけをされる場合、前段でご説明したとおり、ちょっと水色のところに書いていますが、活発な設備競争がエリア整備を進めるということと、将来も設備競争が必要ということとを鑑みると、競争環境に影響を与えないということが極めて重要と考えています。

次、10ページをお願いします。こちらはユニバの規律の在り方として、現行、ユニバである固定電話の規律を、この表の左に列挙しておりますが、ここでちょっと考え方の欄をごらんいただきたいんですが、例えば、事前届出義務とか会計整理とか、こういうのは事業者の業務負担が増えますし、運営に支障が出るおそれがあるということ。また、約款外提供の禁止とか、公表義務とか、こういったものは事業者の自由度が制限されて、例えば、弊社も含めて多くの事業者様が今、集合住宅向けには棟別に多様な契約を行っているというような実態に全く合わないということもありまして、こういった規律は緩和

が必要と考えています。ただ、技術基準は現行相当であれば、利用者利益の確保に有効になるかなと考えています。

ただ、右側にちょっと参考として書いていますが、適格電気通信事業者は交付金支給の対象となる事業者ですが、こちらに対しては現行、固定電話の規律相当の適用が必要と考えています。例えば、会計整理ですね。今、固定ブロードバンドなんかは、テレビとか電話とセットで提供していることが多いですが、それが井勘定では当然どの部分が赤字かというのがわからないということでございます。

次、11ページは飛ばしまして、12ページをごらんください。こちらはブロードバンドをユニバと位置づける場合に確保すべき品質・水準についてです。まず観点①としておりますが、技術中立性から、光ファイバー、ケーブル、無線などから最適なものを選択すべきだと考えています。特に無線のところは、※でも書いておりますが、最近LTEを使った位置固定ブロードバンドが急速に普及しまして、光、ケーブルよりもエリアカバー率が高いといったところは注目すべきと考えています。

次に観点②として、最低限必要なサービスレベルですが、当然負担を強いられる国民のコンセンサスを得られるように、コストミニマムであるべきということと、あと右に書いていますが、どの程度の品質が必要かということは、諸外国の基準をベンチマークとすることが有効と考えます。

次、13ページからは、交付金制度の在り方について、各ヒアリング事項に順にお答えをいたします。

14ページ、こちらは交付金制度の支援対象、要件についてでして、まず支援対象となるエリアについては、事業者が1社しか存在しない地域に限定することが適当と考えます。当然事業者が複数存在するエリアでは、1つの事業者が対象となると、競争環境をゆがめかねないということや、複数事業者を対象とすると、コストが増大するという事です。あと、右側の未展開エリアにつきましては、前回のワーキングでも方向性として示されていましたが、最初は補助金などに加えて事業者による創意工夫で持続可能なサービスを開始することが、まず第1の原則というふうに考えます。

次に、支援対象となる主体についてですが、こちらは能率的な経営をもってしてもサービスの提供の継続が困難な事業者に限定することが適当と考えます。

3つ目、交付金の補填割合につきましては、補填割合を高める場合は、それに合わせて当然国民負担が増大しますので、慎重な議論が必要かなというふうに思っています。

次、15ページをお願いします。こちらは支援対象事業の効率性確保についてです。まず、事業主体や技術の見直し余地の検討についてということで、これはコストが下がるのであれば、当然ながらやるべきというふうに考えています。例として、自治体のケーブルから民間の光への見直しというものを挙げておりますが、当社の実績としまして、公営ケーブルから切り換えていただいて、ランニングで採算がとれるようできた成功事例が複数ございます。

次に、適格電気通信事業者への規律としては2つ意見がございまして、1つは、適切な品質・料金でサービスを提供しているかです。基準から外れるような高品質、あるいは低額なサービスを提供しては、コンセンサスが得にくいのかなと考えます。もう一つは、能率的な経営の下、適切原価となっているかです、これも当然と考えています。

16ページ、交付金制度の負担の在り方についてです、まず負担金を拠出すべき事業者については、イコールフットィングの観点から、自己設置事業者だけではなく、接続事業者や卸を利用してブロードバンドを提供している幅広い事業者が拠出することが望ましいと考えます。

次に、負担金の算定方法について。こちらは事業者間の公平性や利用者への説明の容易さの観点から、契約数に応じて負担金を算定するのが望ましいと考えます。

3つ目、利用者への転嫁につきましては、ユニバの趣旨を鑑みまして、負担は広く願いますことが望ましいかなと考えます。

最後、その他課題についてですが、前半に基本的な考え方として、競争環境に影響を与えないことが重要と申し上げました。その点について、継続的な検証をお願いしたいと考えます。

説明は以上です。

○宍戸主査 ありがとうございます。

それでは、プレゼンテーションの最後になりますけれども、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟よりご説明をお願いいたします。

○一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 それでは、ケーブルテレビ連盟からご説明させていただきます。

1ページをおめぐりください。本題に入る前に、ケーブルテレビの概要をご紹介させていただきたいと思っております。今、ケーブルテレビの全事業者数でございますけれども、総務省の調査によりますと、現時点で500社ということでございますが、このうちの7割近

くが日本ケーブルテレビ連盟にご加入いただいております、現在348社が会員となっているところでございます。

加入世帯数はそこに書かれているように、ケーブルテレビの世帯普及率5割を超しております、日本ケーブルテレビ連盟のカバー率もかなりのものになっておりますが、その中でトリプルプレイサービスということで、今回の議論の中心になります、インターネット接続加入世帯数も800万を超えておりますが、多チャンネルや電話サービスも同様に800万を超えるような規模になっているところでございます。次のページをお願いします。

ケーブルテレビの過去を振り返りますと、地上放送の難視聴区域の解消を目的として誕生しておりますけれども、1955年以降、加入世帯数がどんどん増えて、全国の半数の世帯をカバーしているところでございますが、この図に示しておりますように、多チャンネル放送や、地域に密着した情報を配信するコミュニティチャンネルと、トリプルサービスとか、ブロードバンドを提供しているということでございます。次のページをお願いします。

そういう中でございますが、左側の円グラフにございますように、事業者の中の割合としましては、自治体、第3セクターによる運営が8割を超えているという現状もでございます。一方で、F T T H化を積極的に進めているところでございますが、右の円グラフのように、まだH F C、同軸と言われている方式がかなりの部分を占めておまして、F T T H方式については、平成30年3月末の時点では13%にとどまっているという状況でございます。次のページをお願いします。

ということで、これから意見を述べさせていただきたいと思いますが、まず総論ということでご説明させていただきたいと思います。携帯電話サービスが、地方を含めて基盤整備が進んでいること、あと条件不利地域の超高速ブロードバンド基盤の財政支援、我々結構いただいております、F T T H化を進めている。こういう環境もあって、これらの対策、支援を維持していただけるということを前提で、基本的にブロードバンドサービスは経済合理性に従った提供が基本と考えているところでございます。

そういった中で、ブロードバンドサービスのユニバーサル化についてですが、今回意見を述べさせていただく機会をいただいたということで、競争エリアの会員事業者を含め、幾つかの事業者の意見も踏まえて検討したんですけれども、現時点では次ページ以降に述べさせていただくような不明点とか懸念点、我々の勉強不足のところもあると思いま

すが、そういったものが多く、その解明・払拭が必要という意見が大勢を占めておりますので、慎重な検討をお願いしたいと考えているところでございます。

そういった中でも、競合等がなく、1社のみ提供している地域の一部事業者からは、条件不利地域へのサービスと維持・設備更新、高コストなので安定的なサービス提供維持のために交付金が得られれば、大変ありがたいという意見も聞かれているということもございます。次のページをお願いします。

具体的な不明点でございますけれども、ここでユニバーサルサービスが固定電話に続いて今度、ブロードバンドサービスに適用されていく可能性があるということ、まだ業界は十分にその必要性を理解できていない状況なので、丁寧にご説明いただければと思うところでございます。

②として書かせていただいているのは、過疎地域の赤字で、先ほど少し述べましたような非競争の提供事業者に対する支援というのが、方向性として何となく我々感じているところなんですけれども、ほんとうにそれが一番いい策なのか。あまねくブロードバンドサービスを提供することを目指すということと、これを同一のことなのかというところが多少疑問に感じているところでございます。

不明な点の3つ目でございます。負担金算出に必要な地域とか事業別の損益の明確化。我々ケーブルテレビ事業者の観点から、非競争の地域の事業者の意見の中にも、ハードルが高いということと、あと、我々先ほど述べたように、HFCもFTTHも無線も提供している立場から、求められる品質規制とか、撤退規制がどうなるか、こういったものも心配だという声も聞かれているところでございます。次のページをお願いします。

ここから懸念する点について、4ページぐらいにわたって述べさせていただいているので、簡単にご説明させていただきたいと思えます。

まず1つ目としまして、経済合理性についてでございます。過疎化が進んでいる地域でのブロードバンドサービスの提供維持は、我々も高コストだと感じているところでございます。そういった中で、光化にこだわらず、地域BWA初め無線技術を活用して、そこに財政支援するのが効率的な場合もあるので、是非御考慮いただければと思えます。

2つ目としまして、利用者に対する公平性でございますが、1社提供地域、非競争の地域ですね、この利用者にサービス提供を維持しながら、サービスの未提供地域そのまま放置というのは、公平と言えるかというところが多少我々懸念している点でございます。次のページをお願いします。

3点目でございますけれども、撤退規制についてでございます。交付金を受けるメリットよりも、過疎がさらに進んで撤退できない等、そういうような状況が、制約がございますと、経営・事業展開の自由度も奪われるということで、それであればデメリットのほうが大きいので、好ましくないという意見も散見されているところでございます。

4番目、品質基準についてでございますが、固定電話と違いまして、多くの事業者が複数メニューを提供しているというのが現状だと思います。例えば、トリプルプレイであっても料金が違ったり、通信速度別メニューがあったり、前述のようにまだ光化されていないところもあると。そういう中で、画一的な品質規制を行うのが難しいと考えているところでございます。次のページをお願いします。9ページです。

5番目としまして、交付金・負担金の算定についてです。固定電話では、今負担金の算定をやられているわけですが、中小事業者が多いケーブル事業者にとって、地域別、事業別等、その会計処理が結構困難な事業者が多いということも今回わかりましたので、そこら辺の観点も考慮いただきたいと思っているところでございます。

6番目、交付金の条件について。現行のユニバーサル制度と同様に、事業の赤字が条件となると、事業全体でその赤字の部分を努力、工夫している、それで何とか黒字化しているという事業者も幾つかございますが、そういうものが交付対象から外れるケース、こういったのがいかなのかということも、あわせてご考慮いただければと思います。最後に10ページ、次のページをお願いします。

赤字自治体についてでございますが、非競争地域の自治体に対して、ユニバーサル制度によって、交付金というのはもちろん選択肢の1つとは考えられますけれども、設備の維持更新、こういうことに対しては財政支援のスキーム、税金、そういったものが適当な場合もあるのではないかと考えてございます。

日本ケーブルテレビ連盟からの意見は以上になります。

○宍戸主査　ありがとうございます。以上で、関係の皆様からのプレゼンテーションをいただいたところでございます。

それでは、冒頭に申し上げましたとおり、ここから質疑応答、そして意見交換に移りたいと考えております。これまでいただきましたご説明につきまして、ご質問等がありましたらよろしくお願いいたします。あわせてご説明を踏まえて、自由にご意見もいただければと思いますが、いかがでございましょうか。それでは、まず石田構成員、お願いします。

○石田構成員　どなたにご回答いただくのかわからないんですけれども、北設情報ネッ

トワークさんの発表の中で、現状、今後の課題としてということで、維持管理費用の問題が出てきたと思います。森林が多いということで、倒木とか風雪による断線というお話がありましたけれども、例えば、これを有線ではなくて、既に引いてあるところではありますけれども、無線に置き換えるということは考えられるものなのか、またその採算性については、どのように考えたらいいかということをお伺いします。

○宍戸主査　これはご説明をいただいた方々、まずいかがでしょうか。横山町長、お願いいたします。

○横山設楽町長　今、ご質問いただきましたように、有線というか光ファイバー網で情報を提供しておるんですが、言われるように、風倒木等によって電柱が倒れる。それとあわせて、木と一緒に倒れる。その下に有線があるということで、断線をする。それを無線化するという事は、実は現況が山林で木が多く繁っておるというようなことで、電波が届かないと、そういう問題があります。したがって、光ファイバーに頼らざるを得ないということで、一方では防災無線。これは各行政、自治体ごとで防災無線を使って、有事の際にはそうしたことで連絡をするシステムがありますけれども、通常の皆さんが情報を得るための機能というか施設については、今申し上げたように電波が届かないという難点がございまして、どうしても有線化するしかないなという状況ではございます。

○石田構成員　ありがとうございます。

○宍戸主査　横山町長、ありがとうございました。

さらにいかがでございましょうか。まず、大谷構成員、お願いします。

○大谷構成員　ありがとうございます。特に遠方の自治体のほうからご説明にお越しいただきまして、ありがとうございました。

対馬市と、それから北設情報ネットワークの両方にお尋ねしたいと思うんですが、まず対馬市ですけれども、ご説明いただいた数字によりますと、世帯普及率がインターネットが100%にたとえなつたとしても、特別交付税がないと維持費を賄えないコスト構造にあるという認識でよろしいのかという点です。

それから、北設情報ネットワークのほうにお尋ねしたいと思いますのは、対馬市のご説明によると、おそらく引き込み線工事、新規加入の工事費は市で負担されているようですが、例えば、加入負担金、テレビとインターネット両方含めると1世帯10万円程度の負担金を組合のほうで負担するというのは、そもそもできないことと理解しているのかどうかということをお教えいただければと思います。よろしくお願いたします。

- 宍戸主査　それでは、まず対馬市、市長からお願いできますでしょうか。
- 比田勝対馬市長　私のほうから、特別交付税の件についてはお答えしたいと思いますけれども、先ほども説明をいたしましたように、対馬市のほうも国境の離島でございまして、このケーブルテレビだけではなく、ほかでも財政状況も厳しいところもございまして、特別交付税に頼らざるを得ないといったような状況でございます。
- 大谷構成員　世帯普及率が100%になっても、やはり赤字が出るというような数字に読めますけれども、そのとおりで間違いのない感じですよ。つまり、全員に加入していただいても、それで採算がとれるというわけではない構造という理解でよろしゅうございますね。
- 比田勝対馬市長　そうですね。一応今現在、インターネットのテレビ関係については、世帯普及率もほぼ100%でございます。しかしながら、これが新たな更新費用等にかなりの事業費が必要だということを、ちょっと今回特に申し上げたかったということでございます。
- 大谷構成員　ありがとうございます。
- 宍戸主査　ありがとうございます。
- それでは、北設の件は横山町長、お願いできますでしょうか。
- 横山設楽町長　ご質問の件なんですけど、今言われるように、加入するときの費用が10万円ぐらいかかると。当初はやはり加入推進ということが主な目的、みんなが利用しやすい、そういう環境をつくるために、その10万円は当初入られる方は公費でもって出して、公費で賄い。ある一定期間終わってから、新たに入られるという方については、直接納付をいただくという状況でございます。
- やはりこれからもそうなんですけど、管理運用上、財政負担というのが非常に厳しいということで、公費負担で賄うようしながら、サービス提供というのは非常に困難なことだということです。
- 大谷構成員　ありがとうございます。
- 宍戸主査　それでは、森構成員、お願いいたします。
- 森構成員　どうもご説明ありがとうございます。私も対馬市市長と設楽町町長に教えていただきたいと思いますが、どちらも公設公営で実施されていると思うんですけども、他方でほかの自治体では、公設ですけども、民営で電気通信事業者に回線を貸与して運用するということが多く行われているかと思いますが、公設民営にしない、

できないというところの理由を教えてくださいてもよろしいでしょうか。ちょっと資料の中には参入しにくいのだというようなこともありましたけれども、その点について教えていただければと思います。

○宍戸主査　それでは、まず比田勝市長のほうからお願いできますでしょうか。

○比田勝対馬市長　実は私もこのケーブルテレビ構築した当時の担当でございましたので、IRUで管理運営ができないかということは、かなり検討はしてきたところではございましたけれども、IRUでするよりも、それまでに対馬合併する前の6町ある中の1町が既にケーブルテレビを運営しておりまして、そこが公設で直接でやっていたというようなことから、IRUじゃなくて直営での運営をやってきたというところがございます。

○森構成員　ありがとうございました。

○宍戸主査　それでは、横山町長、お願いできますでしょうか。

○横山設楽町長　今ご質問いただいたように、私たちも公設であって維持管理、運営は民営にお願いできればとお願いをしておる経緯がございます。民間というか、ケーブルネットワークを運営してみえる企業さんに照会をかけてはみるんですが、やはり最終的には施設そのものをケーブル化にして運営していくための移行費用等が相当な資金が必要になるというようなことが背景にあって、やはり民営側で受け手というのが、なかなか手を挙げてくれるところがないのが現状です。近くの市で運営しているところにも照会をかけて、何とか我々のこの施設をそういう形で運営してもらえないかという要請はかけるんですが、やはりそうしたところは費用の面で採算性が合わないということ。将来的なこと、採算、そうしたことをいろいろ算定していても受け入れられないというふうに言われるのが現状でございます。

○森構成員　わかりました。ありがとうございます。

○宍戸主査　ほかにご質問、ご意見いかがですか。では、松村構成員、お願いします。

○松村構成員　まず、事務局に質問というか確認です。KDDIのプレゼンでもあったのですけれども、仮にユニバーサルサービス化するとすればと書いてあるので、正しい整理だと思う。ブロードバンドをユニバーサルサービス化することは決まった路線ではないですね。これから議論するのですよね。それも、基本はユニバーサルサービス化だけでも、問題が出てきたらやめるのではなく、完全にフラットに、すべきかどうかから議論するのですよね。さらに言えば、今現在は銅線のものがユニバーサルサービスという格好になっているのかもしれないのだけれども、通信では何かはユニバーサルサービスとし

て提供しないといけないという点だって、遠い将来を考えれば決めつける必要はないことだと思うので、それも含めてちゃんとこれから議論していくのですよね。

したがって、このような短期で到底まとまるものではないと思うのですが、ユニバーサルサービス化を仮にしたとすればどんな問題が起こるのかも踏まえないと、すべきかどうかという議論もできないので議論を聞いている、ということですよ。この点一応確認させてください。答えは当然イエスだと思いますが、もしノーであった場合だけ、後で回答をお願いします。

次に、ユニバーサルサービスを考えるときに、ほかのところでも繰り返し言っていますが、例えば、コンパクトシティだとかの実現の足かせにならないようにと願っています。うまくやればコンパクトシティの大きな助けになるが、制度の設計を誤ると、ほんとうに足かせになりかねないと私はかなり心配している。この点については相当な慎重な議論をお願いします。

次に、ユニバーサルサービスの定義は何かもちゃんとしなければユニバーサルサービス化するのがいいかどうかの議論もできないはず。それぞれの人が頭に描いているユニバーサルサービスの定義がほんとうにそろっているのかは確認しなければいけないと思います。

例えば、均一料金というのはその定義に入っているのか、入っていないとしても格差はどこまで認められるのか。別の回でも別の委員が指摘していますが、例えば、水道料金は地域ごとにかなりの格差がある。ガス料金なんかは、もちろん日本全国あまねく供給されてないのでそもそもユニバーサルサービスの文脈で例として考えるのは不相当だと思いますが、これだって大きな格差はある。比較的格差の少ない電気料金だって、かつては3割の差があった。こんなこと当たり前のようにあったし今もある。均一料金だとかということも定義に入っているのかも含めて、きちんと考える必要があると思います。

やり方としては、例えばこういうサービスは望ましいものなので、各自治体で仮に供給するとすればこれぐらいのコストがかかるはずだということを交付金、あるいはほかのやり方で財政的に自治体に補助して、その自治体がどこまで供給するのか、どんな品質でやるのかをその範囲で選ぶというやり方だってあり得るはず。ユニバーサルサービスで、誰一人取り残さないなどというような言い方をすると、それはとても格好いいことのように聞こえるかもしれないけれども、例えば、普通の自治体でも、湖の反対側に1世帯だけが住んでいて、今も銅線のサービスは受けているけど、ほかの人はみんな反対側に住

んでいる。そうすると、自治体としてはもうそこまであらゆるサービスを供給すると膨大なコストがかかって耐えられないので、こちらに移ってくることを補助することとセットで、通信のサービスなどもここに限定したいとかという自治体の政策を歪めるような制度にならないことを願っています。

次に、整備と維持管理を区別する議論がいろいろなプレゼンであったわけですが、この場合の維持管理に関して、更新は設備の整備に入るのでしょうか、維持管理に入るのでしょうか。この点はぜひ考えていただきたい。今日のプレゼンでもあったわけですが、一旦つくったけれど、修繕のレベルではなく、ほぼもう1回新たに投資しなければならないときに、最初の整備のときに一定の補助をしたとすれば、次の更新のときには補助しないでもよいという理屈は、私はむしろそっちのほうが変な気がする。何か特別な理由があって、もちろん補助金によっては、最初の投資は補助するけれども、その後は自分でやってくださいという補助金が多くあるのは十分わかっていますが、今回のような耐用年数がそんなにめっちゃめっちゃ長くないような設備の更新は、ほぼ整備に近いのではないかと。

これについて、整備のときと同じように補助を考えるという話と、ユニバーサルサービスという話をごっちゃにしないように。これが必要だという話はよくわかりますが、これとユニバーサルサービスの話を結びつけないほうがよいと思いました。以上です。

○宍戸主査　ありがとうございます。特段事務局のご意見はとおっしゃいましたが、しかし、これは事務局、いかがですか。

○大内事業政策課調査官　ありがとうございます。事務局といたしましては、答えとしてはイエスでございます、まさにブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとして位置づけることの是非も含めまして、これからまさに議論していただく。その過程で様々な制度上の課題があるため、事務局において整理させていただきましたし、本日も様々なご意見を伺いましたので、こういった点を踏まえて多角的に検討していく必要があると考えているところでございます。

○宍戸主査　ありがとうございます。それから、今、後ろのほうで整備と維持管理の区別というのは成り立つのかということについてのご指摘がありましたけれども、もしプレゼンテーションをいただいた方の中で、何かご意見があれば。特に整備と維持の区別についておっしゃった事業者の方でございませうか。お願いいたします。

○ソフトバンク株式会社　整備と維持の基本的な考え方は、私どもとしては既にあるものを維持するものは全て維持、ないものは整備というふうに考えておりますので、その考

え方にのっつると、既にあるものの更新とかというの、維持に含まれるのかなとは原則では思っています。ただ、このあたりは結局ほんとうに費用規模であるとか、実際の実態なんかを見て、ほんとうにどのくらいの負担になるのかというようなところも、当然ながらセットで考えるべきものだと思いますので、理論上はそういうふうに考えるが、費用規模等でどちらに位置づけるかというのを適切に判断するというのが妥当なんじゃないかなというふうに考えています。

○宍戸主査 ありがとうございます。ほかにご質問、ご意見いかがでございましょうか。石田構成員、お願いします。

○石田構成員 オプテージさんにお伺いしたいんですけども、資料の5ページになります。自治体の一部費用負担と利用者からの料金負担により採算性を確保と、このように書いてございますが、先ほどから出ております維持管理と更新と設置、そういうものを含めて今後に向けても採算性は確保できると考えてよろしいのでしょうか。

それとあともう一つは、自治体の一部費用負担ということで、自治体のほうの負担が大きくて困るというような費用負担があるのかないのか等も、お伺いしたいと。

○浜田経営本部副本部長 オプテージでございます。まず、我々は民設民営で基本やらせていただいていますので、基本的に持続できるかどうかというところまで評価した上で、お受けできるとなったときにやっていますので、設備更新も含めてです。設備更新は確かに通信事業の場合重たいんですけども、物によってどれぐらいもつかというのはケース・バイ・ケースだったり、あとは最初のお客様をとるというのは結構お金がかかるんですけども、一旦入っていただくと、かなり続けていただけると。そういったところを加味しても、ぎりぎりまで見て採算がとれるものはやらせていただいています。

あと、自治体様の負担なんですけど、自治体様もいろいろ国のほうのICTの交付金だったりとか、あと自治体様自身が持ち出しだとか、あるいは合併の特例債とかを利用されたりとか、そういうのでこれぐらい出せるよという条件を出されて、それも我々、特命というより各事業者にお声がけをされて、我々も提案差し上げて、評価されて選んでいただいているので、当然自治体様ができないような負担というのであれば、そういうのは成立しないので、自治体様ができる範囲でこういうスキームが成立しているということです。

○石田構成員 ありがとうございます。

○宍戸主査 ありがとうございます。ほかにかがででしょうか。それでは、大谷構成員。

○大谷構成員 ありがとうございます。それでは、事業者の方に教えていただきたいと思

います。まず、KDDIさんとソフトバンクさんのほうで、ラストリゾート義務について言及いただいておりますので、KDDIさんにお話を伺えたらと思います。KDDIさんが前提としているラストリゾート義務というのは、整備と維持ということでいうと、維持に限定したものなのか、それとも一定の整備の対象としているものなのかというのが1点。あと2点目としては、オペテージのほうから、設備競争について言及があったところなんですけれども、こういったラストリゾート義務を課すということが、設備競争、あるいはエリア拡大のモチベーションに与える影響、悪い意味での影響というのは懸念されないのかということについてのお考えを伺いたいと思います。

それから、3つ目として、ラストリゾート義務をNTT東西さんにとということなんですけど、やはり理由として述べられている政府出資の特殊法人としての公共的な役割というところが唯一の理由なのかということをお教えいただければと思います。

あわせてNTTについても、ラストリゾート義務、KDDIと、それからソフトバンク2社からご提言、ご提案があったところなんですけど、NTTとしての考え方についても教えていただければと思います。以上です。

○宍戸主査　それでは、まずKDDIから、今のご質問についてお答え、お考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○KDDI株式会社　まず最初のラストリゾート義務のところでの、整備と維持との関係ですけれども、例えば、自治体さんが提供されていたものが撤退せざるを得なくなったというときに、この設備等を引き継いでNTTさんが提供するとなれば、これは基本的には維持費ということになるんですが、でも更新が必要だと。更新費用がどっちに入るのかという議論はあるかと思うんですが、更新が必要だというときにNTTさんが結局、それは誰かから調達してきてやれば、それは維持費という考え方になりますし、調達する先もなければ、結局ラストリゾート義務を負っている方が設備を設置し直す、更新したり新設したりせざるを得ないという意味では、整備費ということになっていくのかなと思います。ここはケース・バイ・ケースあるのかなと思っています。

2点目の設備競争との関係ですけれども、もともとユニバーサルサービス制度、今の加入電話に入ったときの経緯から言えば、競争事業者が入らないようなエリアへの補填をどうするのかと。それでも提供し続けなければいけないというところについての補助ということで始まった経緯があると思いますので、もともと設備競争が成り立ちさえないような、採算性がそもそもとれないようなエリア、そこに普通であれば誰も1社たりと

も多分参入しないというところだと思うんですね。ただ、加入電話についてはNTTさんがもともと公社として全国やられたという経緯があるので、そういったNTTさんしかいないエリアができたという歴史的経緯があるというふうに理解しています。

なので、今後のこれからのサービスという意味での設備競争への影響という意味でいうと、実は順序が逆で、そもそも誰も参入しない、あるいは自治体さんしか多分支える人がいないというようなエリアだとすると、ラストリゾートを入れるということが設備競争に悪影響を及ぼすというよりは、そういったエリアを、もともと設備競争すら成り立たないエリアをどう支えるのかという話じゃないかと理解しています。

最後に、NTTさんに課す理由ですけれども、これはもちろん政府出資の特殊法人ということが一番大きな理由ですけれども、12ページの上半分に書いております、四角の中に書いておりますが、独占的な地位、安定的な財源に基づいて全国ネットワークを整備した旧電電公社からの不可欠設備等全てを承継しているということで、実は光ファイバーというのは、電柱とか管路とか道路とか、あるいは局舎を拠点として線が引かれているわけですけれども、こういった資産をお持ちですので、最も能力的にも高いんじゃないかというところ。

そしてまた、2点目に書いていますとおり、政府出資、外資規制、約款変更、事業計画に係る総務大臣の認可、総務大臣の監督義務というところがあって、国としてこういったエリアを支えていくというときに、コントロールブルといいますか、運営がうまくできる仕組みが既にあるというところもありますので、実務的にも合理的なんじゃないかというふうに考えております。以上でございます。

○宍戸主査　ありがとうございました。ソフトバンクさんも、ラストリゾート義務について、将来的にはこういう義務を課すべきというふうなお話を8ページぐらいいただいていますけれども、何か補足がございますでしょうか。

○ソフトバンク株式会社　私どもとしては、8ページに書いていますとおり、ブロードバンドというのはやはり国民に不可欠だよねということで、皆さんに行き届くようにしなければならぬといったときに、未整備のまま残ってしまったらそれはまずいわけで。その意味では、将来的にここは整備という意味合いも含んで書いています。ただ、私どもの資料の5ページにありますとおり、現状、ICTのインフラ地域展開のマスタープランで、2023年度末にここまでやりましょうといったような計画がある中において、現時点ですぐに東西さんに何かしてほしいとかという思いはないです。ただ、これも2023年

度末で100%には至っていないで、じゃあこの後どうしますかというのは、当然議論としてあり得るものだと思います。

ちょっと続きの話をしますと、先ほどの松村先生のお話ともかかわってくるんですけども、私どもの資料の2ページ目にありますとおり、将来的に100%行き届かせるに当たって、ほんとうに100%全部有線でなきゃいけないのかという考えは、私どもとしてはそこまでは思ってなくて、最終のラストワンマイルというのは、当然ながらいろいろな手法があり得て、無線を使うというのも当然ながらあり得るのではないかなと考えています。

ここのプレゼンの地域事情の多様化等というのは、まさに先ほどのコンパクトシティを指向する自治体であるとか、そういったところもあったりするというようなことを考えると、やはり個宅で全部引きますというルールだと、そういったインセンティブを削ぐという問題も十分あるかと思っています。ただ、無線を提供するにしても、携帯電話のネットワークを張りめぐらせるにせよ、いずれにせよ基地局までのアクセス回線というところはどうしても必要になりますので、当然ながら最低限そういうラストワンマイルも考慮した上で、100%行き届くためのアクセスというのは、どうしても必要になるでしょうと。

そういった観点で、やはり補助金であるとか、そういったものを活用しても行き届かないというような場面が出てきたときには、最終的に東西さんをお願いするというのが現実的なのではないかというふうに考えて、このような意見を申し上げました。以上です。

○宍戸主査 ありがとうございます。それでは、NTT、いかがでございましょうか。

○日本電信電話株式会社 まず、我々がラストリゾートを負うべきかどうかという前に、我々のプレゼンテーションの3ページの「サービス品質・水準等」のところの3ポツにも書かせていただきましたけれども、そもそも提供手段は技術中立的かつ経済合理的な観点で、固定・無線を問わずさまざまな技術方式の中で最適なものを提供主体が自由に選択できるようにすべきと考えます。現実、今、固定のブロードバンドサービスの普及率と、4G等のモバイルのブロードバンドサービスの普及率を比較して考えたときに、どちらが世の中の方々に広く使われているのか、どちらが世の中の方々にとって本当に求められているのかといったところも含めて考える必要があるのではないかと思います。

その際に、NTT東西は今、無線の免許もいただいているわけですが、FTTHというやり方が、果たして本当に世の中にとって、国民にとってベストなのかというところを

考える必要があると思います。貴重な国民の財産である電波というものを携帯各社が与えられている中で、そういったものを使っているサービスを含め、最も効率的な方法は何なのかというところを特定していくことが必要になるのではないかと考えていて、トータル的に考えて、どういうものをまずブロードバンドサービスとして定義するのか、次にそれをどのようなエリアまでカバレッジするべきなのかといったような議論を経ていかないと、ラストリゾートを東西が負う・負わないといった議論においても、何がベストなのかということは決められないのではないかと考えていて、そういった議論をやることこそがまず重要であると考えています。今までは、とにかく、特殊法人だから東西にとか、これまでの経緯があるから東西にとか、そういうことで決めるような時代ではないのではないかと、我々としては考えているということでございます。

○宍戸主査　ありがとうございます。大谷構成員、よろしいですか。

○大谷構成員　はい。

○宍戸主査　さらにいかがでございましょうか。

私のほうからも少しお伺いしたいのは、ケーブルテレビ連盟でございます。6ページの(2)不明な点の②ということで、具体的方策として、過疎地域の赤字1社提供事業者に対する支援がほんとうに最良策なのかということが、協会内部でいろいろご意見あるということですが、もう少しこのご趣旨をご説明いただけますでしょうか。例えば、自治体への支援とかがあるんじゃないかとかいうご趣旨なのか。あるいは、別のベストなソリューションがあるというふうなことなのか、趣旨をご説明いただければと思います。

○堀内理事　ケーブルテレビ連盟でございます。この趣旨に関してですが、不明な点ということで、ケーブルテレビ事業者の中で非競争なエリアの事業者も、そうでない事業者からもこういうようなコメントがあったのでございますけれども、実際にサービスが提供されていないところもあまねく光化するとか、そういうところもあわせて考慮したほうがいいんじゃないかという意見だと、我々考えております。よろしいでしょうか。

○宍戸主査　ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。関口先生、お願いします。

○関口主査代理　じゃあ今のお話の関連で言いますと、ケーブルテレビ連盟さんの7ページ目の②のところは、そこを含めれば6ページの②とあわせ技で理解をして、未整備を含めて1社提供までというふうに理解すればよろしいということですね。

○堀内理事　ご指摘ありがとうございます。先ほどの宍戸先生のとて、それもあわせて

答えればよかったのかもしれませんが、ご指摘のとおりでございます。ありがとうございます。

○関口主査代理 別件でいいですか。

○宍戸主査 もちろん。お願いします。

○関口主査代理 じゃあ違う質問をします。今日のプレゼンの中では、ユニバーサルアクセスの概念で、F T T H限定がよいのではないかというプレゼンの社さんと、それから、手段は多様であるという社さんと、そもそもボタンのかけ方が違うというか、スタートラインが違うというところが少し議論がかみ合わなかったところではないかと思います。

もしF T T Hが唯一のブロードバンドじゃなくて、ユニバーサルアクセスの担い手だとしたとして、もしそれがラストリゾートをN T Tさんにかけるとしたとき、その見返りというのは何かあるんでしょうか。つまり、ラストリゾートとしての最終供給義務を課すというからには、初めからどの事業者も手を出さないということがわかっている不採算事業に、N T T東西さんを追いやるということになるわけですね。その際の赤字負担は、全額何らかの手段で確保してあげないと、そこはやっぱり民間事業者として生きていくためには必要なことですね。ですから、ラストリゾートをN T T東西というふうにご主張されるからには、その赤字部分をどのように負担するかもセットでご主張されるのが筋だと思うんですが、この点、K D D Iさん、ソフトバンクさんにご意見を賜ればと思います。

○宍戸主査 それでは、まずK D D Iからお願いいたします。

○K D D I 株式会社 まず前提として、F T T Hなのか、いろんな手段なのかということなんですけれども、我々のプレゼンでいうと8ページだったと思うんですけれども、ブロードバンドを仮にユニバにするとすればということで考えると、どういう品質、速度でやるのかということが、今の時点で決めるのがなかなか困難。今後、2030年とか先々を見据えたときに、例えばS o c i e t y 5.0だとかそういったことを実現していく中で、どこまで必要なのかというのがわからないというところがあるので、そうであれば柔軟に対応できる、できるだけ柔軟性のあるアクセス技術を用いるのがいいのではないかと、F T T Hを提案させていただいております。

あと、先ほど自治体さんの質疑の中でもありましたけど、山林とかで電波が届かないとかいうところがあって、光ファイバーが必要ですというお話もありましたけれども、こういったケースごとを見ていくと、最後、一見コスト的には携帯のほうが安くできるという

場合もあるでしょうけれども、最終手段として固定網で引いていくというのが技術的には最後の手段としては有効なんじゃないかなということもちょっと見え隠れしているんじゃないかなという気がします。

そういうことがありますし、今のお話というのは、携帯とF T T Hのエリアが必ずしも一致しなくて、携帯しか来ていないところもあれば、F T T Hでないとできないところもあるということだとは思いますが。

あと、N T Tさんに規制をかけるというところですけども、おっしゃるとおり赤字になるところをやっていただくということですので、こういった赤字エリアをお願いするからには、何らかの補填が必要というのはおっしゃるとおりだと思いますので、どういった範囲でどこまで補填するのかというのは、今後議論して適切なものを定めていけばよいというふうに考えております。

○宍戸主査 ありがとうございます。次に、ソフトバンク、お願いいたします。

○ソフトバンク株式会社 仮にN T T東西さんにラストリゾートになっていただく場合には、やっぱり相応の交付金というか、お金というのは当然ながら支払われるべきというふうに考えています。私どものプレゼンの7ページで、交付金の対象となるところで、提供サービス全体で黒字の場合は原則対象外と書いているんですけども、ここでちょっと原則という言葉を入れておいたのは、維持に関する考え方なので、今既にF T T Hを提供しているサービスの中で、仮に不採算の地域というのがあるのかどうかかわからないですけども、今、競争上で既に引いたところまで、実はこのエリアだけ見たら赤字なんですというのを補填するわけにはいかないでしょうということですのでこういった書き方をしているんですけども、当然ながら今引いていないところで、これから引いていただくに当たって、内部相互補助できるからいいよねというわけにはいかないと思いますので、これから何か広げていくというようなところで担ってもらうというときには、当然ながら何らかのお支払いというか、そういう補填をして引いていただくというのが妥当なのかなと考えています。

○宍戸主査 よろしいですか、関口先生。

○関口主査代理 はい、ありがとうございます。

今、K D D Iさんから、F T T Hをユニバーサルサービスとして位置づけることについてのご説明をいただいたわけですが、K D D Iさんの7枚目のところでも、海外でも世帯向けのブロードバンドサービス、ユニバーサルサービスとして位置づける方向であると

いうことを言及されていらっしやって、これは実は親会議の資料でも、各国のブロードバンドサービスの基準というのが出ているんですね。

事務方と、我が国でもブロードバンドサービスをユニバとして指定するとしたらどうしようということを少しフリーディスカッションしたことがあるんですけども、私が冗談めかして、主要国の最低水準でいいんじゃないと言ったんですね。それはよく見ると、DSLでできるような30メガぐらいのとんでもなく遅いスピードなんです。

KDDIさんのご主張として、技術は変わってくるというのは1つの見識だとは思いますが、ブロードバンドの最低水準を不採算エリアで提供できれば、私はそれで十分じゃないかというのが私見であって、ユニバーサルサービス基金を立ち上げたときにも、要は黒電話が繋がればいいんですよという言い方で基金を立ち上げた経緯があります。不採算エリアで最高水準のものを最低価格で提供するということが無理があるということを見ると、繋がればいいという程度のことを目指すのが筋じゃないかなというように私は思っているんで、ここはKDDIさんとちょっと考え方が違うところですけども。その意味では、どのような水準でサービスを提供することが望ましいかについても、今後議論の対象になるところだというふうに認識をしております。以上です。

○宍戸主査　　ありがとうございました。

さらにいかがでございましょうか。森構成員、お願いいたします。

○森構成員　　ありがとうございます。ケーブルテレビ連盟さんに。先ほどの宍戸先生のご質問と全く丸被りかもしれないんですけども、いろんな形のユニバーサルサービスという議論をしているんだと思うんですが、既に提供済みの1社で赤字のところを支援することは、未提供の地域の支援とセットであるべきだというお話だったと思うんですけども、これは必ずセットであるべきなのは、やはり現に住んでいる人の公平性といえますか、そういうところからセットであるべきということなんでしょうか。1社赤字のところの支援だけではだめなんだという趣旨を、もう少し済みません、さっきと同じかもしれないんですが、伺いたいです。そこは住民目線で公平であるべきだということなのか、それとも事業者さんのほうでのご事情もあるのかというようなことなんでしょうけども。

○宍戸主査　　お願いいたします。

○堀内理事　　我々、セットと考えているわけではないんですけども、ユニバーサルサービスとか、先生の言葉を借りれば、住民目線で見たときということでございます。そういう観点から、そのように意見として言わせていただいたということでございます。

- 宍戸主査 森構成員、よろしいですか。
- 森構成員 はい、結構です。
- 宍戸主査 ほかにいかがでございましょうか、ご質問やご意見。関口構成員。
- 関口主査代理 オプテージさんの5枚目、先ほどもちょっと議論になったところですが、その下に、下線のあるところは、広域ケーブルテレビから移行事業対象になっているというコメントがついていて、要は公営事業を引き継ぐということをランニングベースでプラスになるように展開をして事業計画を実現されているということだというふうに理解しているんですけども、この場合の設備の譲渡はあり得るのでしょうか。設備は自治体に保有していただいた上で、情報の管理だけをオプテージさんが管理されるのか、あるいは資産の譲渡を含めて丸ごと移管してしまっているのか、ちょっと教えていただければと。ケース・バイ・ケースなのかもしれないですね。
- 浜田経営本部副本部長 ケース・バイ・ケースなところもあるんですが、大きくは大体公営ケーブルがしんどいというのは同軸でされているケースでして、それがちょっと古くて更新がちょっとペイしないときであり、それをF T T Hにならないかというときです。設備は基本的に除却していただいて光にするという形が大半です。ただ、お客様というか、商権はそのままかなり引き継いでいけるところがあるのか、あと大体コミちゃんというか地域放送をされているケースが多いので、そういった設備はそのまま引き継がせていただいたり、ちょっとそういうマイナーな部分は一部ございます。基本は同軸から光のマイグレーションという形です。
- 関口主査代理 ありがとうございます。
- 宍戸主査 よろしいですか。
- 関口主査代理 はい。
- 宍戸主査 さらにご質問やご意見、いかがでしょうか。
- もしよろしければ、本日も越しをいただきました伊藤村長、それから伊藤副町長からももし何かご意見、あるいは、補足があればいただきたいんですが、いかがでございましょうか。
- 伊藤豊根村長 豊根村長でございます。先ほどからの議論の中に、設備の整備なのか、投資なのかというのがあるんですけども、私どものやり方の中では、両方とも必要なものなんです。ランニングコストと設備投資をする、その二本立てがあって1つの事業が成り立っているものですから、その辺をご理解いただきたいなという話と、ここだけの話

なんですけれども、基本的に私どものような条件不利地域というのは、通信だけでなく水道もそうですし、下水もそうですし、交通もそうです。全てが公共が手を出さないとやっけないという、そういったところがありますので、いろいろな面でまたご支援を賜ればと思っております。

○宍戸主査 ありがとうございます。伊藤副町長からもいかがでございましょうか。

○伊藤東栄町副町長 東栄町の副町長の伊藤です。今日、今いろいろなお話を伺っている中で思ったことなんです、北設の情報ネットワークというのは、今日も説明をさせていただいたように、もともとの出だしが地デジが受信できないというところから始まって、北設で光ケーブル網で、そこで同じくインターネット。ただ、現状のインターネットの加入率が三十何%という状況であるわけなんです、その中で今日も、無線で補えないかというようなお話もございましたが、やはりそういった状況の中で、今日もブロードバンドのお話が主であろうかと思いますが、もともとの我々が担っているところは、そういったものを含めて全てのところを担っている部分もありますので、確かに無線で一部分が担えるところもあろうと思いますが、どういった情報を伝えるかとか、得られるかということを見ると、やはり現在のこれをどうしていくかということを見てみると、今後やはり10年たった中で、更新のお話もございましたが、やはりこれから先、毎年更新をかけていかなきゃいかんという状況がございますので、そういったことにもものすごいお金がかかるということをご理解いただけたらなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○宍戸主査 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。では、森構成員、お願いします。

○森構成員 ありがとうございます。済みません、ちょっと私が勉強不足で理解できないだけなんです、ソフトバンクさんに教えていただきたいと思いますが、資料2-6、11枚目以降のデタリフ化の話なんですけれども、適格電気通信事業者については約款規制は維持して、それ以外はやめるべきというご意見だと理解したんですけれども、これは今後、当然ユニバーサルサービスの中身自体は変わってくるということが前提となっているわけですが、その場合であっても、適格電気通信事業者については約款規制は維持すべきということなんですね。済みません、もう1回理由をご説明いただいでよろしいでしょうか。

○宍戸主査 お願いします。

○ソフトバンク株式会社 ありがとうございます。結論から申し上げますと、適格電気通信事業者については現行の規制を維持するのでもいいと思います。ただし、適格電気通信事業者ではない基礎的電気通信役務を提供している事業者、具体的には、例えば今ですと当社でおとくラインというメタルを使った加入電話サービスを提供しているんですけども、こちらも基礎的電気通信役務に該当しますので、約款の料金でないと提供しちゃうだめだよとか、あとは会計整理の義務で、基礎的電気通信役務損益明細表等を公表したりしています。こういった適格以外の事業者の規制というのは、今回なくしていただきたいというのが私どもの意見でございます。

済みません、ご質問いただいたついでに、少しこの点について、今回すごい貴重な機会ですのでぜひお願いしたいんですけども、やはりもともとこの11ページに引用させていただきましたとおり、これは2002年の答申であるんですけども、適格電気通信事業者が提供するものについて、約款規制が必要だとか、適格電気通信事業者が提供するものについて会計整理が必要だというふうに書いてありながらも、現状では基礎的電気通信役務全体について規制がかかっているというのは、当時の整理と不整合をなしているというふうに考えています。

これはあくまでこちらの想像でしかないんですけども、参考資料の16ページに、これ、以前の1月30日のプレゼンでも掲載したものなんですけれども、もともと基礎的電気通信役務の定義というのは、交付金制度と同時に導入されて、その当時は補填の対象を規定するために設けられた定義だったと理解しています。したがって、不可欠というだけで判断したものではなくて、補填が必要かどうかというのも当然ながら考慮要素にあったと。実際に2006年には競争が進展しているという理由で、当時は市内電話というのが基礎的電気通信役務に入っていないながらも、競争が進展しているから補填要らないよねということで、基礎的電気通信役務から除外されているというようなことになっています。

したがって、もともと基礎的電気通信役務というのは、補填の対象として当初は定義されていたものでございますので、当然ながら補填を受けないようなサービスを提供しているものについて、こういった制度をかける必要というのはないんじゃないかというのがあります。おそらくなんですけれども、2004年のデタリフのときに、ほんとうはさきの答申の考え方を踏まえれば、これまでの規制というのは、適格電気通信事業者のみにほんとうは約款規制であるとか、会計整理の義務というのをかけるべきだったと思

うんですけれども、そういう書き方をしてしまうと、おそらく2004年の時点でまだ適格電気通信事業者というのは誰もいなくて、それまでNTT東西さんにかかっていた、NTT東西のみならず、デタリフ以前なので、全ての事業者に約款規制とかかかっているんですけれども、それらを含めて東西さんについても約款書がなくでいいよ、公表しなくていいよということになってしまうことから、おそらく基礎的電気通信役務というようなことで、東西以外も含まれるような書き方をされてしまったのではないかなというふうに考えています。

なので、先ほどの松村先生のご発言で、基礎的電気通信役務、ユニバーサルサービスの定義というのが何かというところで、もともとは補填の対象だったというものが、今回の見直しに当たって不可欠性を中心に競争状況であるとか整備状況も考慮した上で定義するものというふうに考え方が変わってきていますので、その新しい考え方を踏まえるのであれば、このあたりの約款規制であるとか会計整理の在り方というのは抜本的に見直していただいて、あくまで当初の答申の記載にあったとおり、適格のみにかけるというようなことを、ユニバの対象としてブロードバンドを含めるかどうかだけに問わず、それだけにかかわらず、現行の電話についてもそういう扱いをしていただきたいというふうに考えています。

○宍戸主査 ありがとうございます。森先生。

○森構成員 ありがとうございます。そちらの基礎的電気通信役務についてデタリフ化すべきところはすべきというのはよくわかりました。適格電気通信事業者というのが、今後またやることの中身が変わってくるんだと思うんですけれども、それは残すべきというのはどうしてなのでしょう。

○ソフトバンク株式会社 適格電気通信事業者については、現行の規制のままでよいと思います。

○森構成員 それはそのまま規制を置いておくべき。それもちょっと理由を教えてください。よろしいですか。

○ソフトバンク株式会社 適格電気通信事業者につきましては、当然ながらお金をもらう立場になりますので、現行の規制でいうと、例えば会計整理であるんだとするならば、当然ながら基礎的電気通信役務に係る会計を整理して、収支の状況等を周りの事業者から負担を求めるのであれば、そういったことを公表することが1つ必要ではないかと。約款規制については、適格電気通信事業者の交付の条件として、おそらく赤字かそうじゃな

いかというのを見たりする必要があるかと思うんですけれども、そうなった場合に、収入という部分が、要するに適正な料金でちゃんと提供しているのかというのを見る必要が出てくると思います。そういった観点で、約款規制が必要になるかなと思っています。

すなわち、競争エリアよりも、例えば極端に安価な安い料金で出すところはあまりないと思うんですけれども、そういった安価な料金で提供した結果、赤字になったので交付金を受けたいですというふうに言っても、実際ほんとうにその料金というのが市場の状況と見て適正な料金なのかどうなのかというのを見る必要があり、その観点で言うと、約款を事前に届け出させて、かつ届け出された料金で限なくサービスを提供するといったような規制が必要じゃないかと。そういった観点では、適格電気通信事業者に対して約款規制を課すというのは、非常にリーズナブルであると考えています。なので、反対に言えば、当然ながらお金をもらっていない事業者というのは、そういう料金の規制というのは受けることなく、市場原理にのっとって料金の設定等をやっておりますので、そういった事業者については約款の規制は当然不要じゃないかと考えています。

○森構成員　　ありがとうございました。そうすると、結局はお金をもらうという観点から、この2つが維持されればいいと。お金をもらうことの公正性を担保するレベルで、この2つが維持されるべきであると、そういうことですね。

○ソフトバンク株式会社　　はい。

○森構成員　　よくわかりました。ありがとうございました。

○宍戸主査　　お願いいたします。

○松村構成員　　私、おそらく今の約款とかという議論をするときには参加できないと思うので、今しか言う機会がないので発言させてください。

約款規制一般で言えば、そもそも競争にもいろんな影響を与えるし、自由度があったほうが事業者は工夫できるというような側面もあるし、消費者にとってクリアになるという側面もあるし、いろんな面がかかわっていると思いますから、ユニバーサルサービスに限定する話ではないと思います。それは十分総合的に考えていただきたい。

それから、約款規制だって、当然約款は出さなければいけないけれども、それよりも安い価格でキャンペーンをしても良いという制度設計はあり得る。ある種の上限、最悪でもこの条件で供給を受けられることを保障する約款は事業者に出してもらえけれど、約款によらない契約も自由にしていいというやり方だってあり得ると思いますし、電気の市場ではこれに近い発想で制度設計されている。

補助金を受けているからそうしなければいけないというのは、赤字が出たら、赤字額そのまま補填するというやり方をすると決めつけた発想ではないか。不採算のところ、例えば入札制をして、それでこれぐらいの補助金でやりますという、最低これだけのサービスを提供します、こういう入札をした後で割り引いたことによって赤字が拡大したとしても、補填額は増えない制度であれば、それも不要なはず。そういうようないろいろなことが当然関連していますから、簡単に決められることではないことは留意して、これを議論される委員会の方はぜひ議論していただきたい。以上です。

○宍戸主査 貴重なご指摘ありがとうございます。

さらにご意見、ご質問があれば承りたいのですが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

私も今日1日お話を伺って、本日プレゼンテーションにおいでいただきました皆様、また委員の皆様からのご意見、あるいはご指摘を受けて少し考えていたのですけれども、まずは基本的にこのユニバーサルサービス制度が公正競争を確保するというこの関係で出てきたものであるということ。そして、この制度については、交付金と結びついてきた関係で、コストとの関係。また、これまでの電気通信分野の規律の発展ということから見たときに、NTT法との整合性全体を考えて議論していかなければいけないということは、非常に重たいものだと思っております。

他方、この間、ユニバーサルサービスについて、より広げて考えることはできないのか。あるいは、ユニバーサルアクセスといったことも、今後の社会、Society 5.0を見据えた上で考えていくといったことが必要ではないか。こういった意見もあって、このワーキンググループでさまざまな議論をしている。そのための貴重な前提となるようなご知見を、今日はいただけたものと思っております。

他方、このユニバーサルアクセスを考える際に、特に松村先生のご指摘でございますけれども、今後どういう社会を目指していくのか。Society 5.0ということはあるけれども、当然日本全体のいわば都市計画といいますか、国土計画、あるいは、それぞれの自治体の自治の発露、創意工夫という中で、あるいは、コンパクトシティを進めていく上で、こういった制度が強固な形でできてしまうことによって、妨げられるということにならないようにというのは非常に重要なご指摘で、重く受けとめる必要があると思っております。

また、他方で、対馬市長ご指摘になられましたように、例えば遠距離恋愛の基礎として

通信というものがある。どこに人間が住むかということが、いわば通信の在り方によって必要以上に左右されてしまうということになれば、またこれはこれで問題ということになるんだろうと思います。

そういったことを総合的に考えながら、今後、ユニバーサルサービスをブロードバンドサービスに仮に広げるとした場合に、具体的なサービス、F T T Hなのかどうなのか、またその品質や、どの地域を念頭に置くのか。今日お話の中でありましたように、特に山林地域、あるいは島嶼部においてはそれぞれの地域ごとの差もあろうかと思えます。それを提供する主体は誰か、またその設備を新たに打っていくということなのか、更新の部分まで捉えるのか。こういった全体の、非常に多くの多岐にわたるさまざまな論点について、また議論のレイヤーが異なる点について、本日のご指摘も踏まえて、事務局において議論を整理していただき、そしてその上で、ブロードバンドサービスについてユニバーサルアクセス、ユニバーサルサービスの対象とするのかどうかということについての議論を詰めていく。それに関連して、既存のユニバーサルサービス制度についての規律も見直せるのかどうかということについても検討を深めていく、このような形で進めさせていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸主査　よろしいでしょうか。では、事務局においては、今私がアドリブで申し上げたこととさせていただきますけれども、少しご準備いただくということによろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本日の議論はここまでとさせていただきたいと思えます。事務局より、今後の予定についてご説明をお願いいたします。

○田中事業政策課課長補佐　次回のワーキングにつきましては、詳細は後日ご案内差し上げたいと思えます。以上、よろしくをお願いいたします。

○宍戸主査　それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —